

(都市基盤部)

【バリアフリーマスタープランについて】

(意見・要望)

豊中市としても、ようやくバリアフリーマスタープランを策定する下地が整ったということで、平成30年のバリアフリー法の改正に基づき、今年度、策定されるとのことです。昨年5月のバリアフリー法の改正で心のバリアフリーについてや、障害当事者の一層の参画が謳われていることから、今回のバリアフリーマスタープランにも心のバリアフリーについても盛り込まれる予定と伺っています。障害者に限らず、高齢者、子ども、外国人など様々な方、最終、理想的には全ての方が何のバリアも感じないまちを目指していく上でのマスタープランということであれば、これから設置を予定されている豊中市バリアフリー推進協議会での議論、審議の開催回数が3回程と伺っていますが、果たして十分な議論、審議が出来るか不安なところもあります。マスタープランの策定に対して、国の補助金も出ていることから、今年度に何らかの成果を挙げる必要があるのかも知れませんが、慎重かつ丁寧な議論や審議がなされ、協議会の委員だけでなく、多くの方々に理解や共感、評価が得られるものが策定できるよう尽力して頂きたいと要望しておきます。加えて、全ての方にとってのバリアフリーなまちを推進、実現していくためには、担当課や担当部局だけでの取組みに留めることなく、都市基盤部だけでなく、庁内他部局との連携や協力関係を構築して、進めて頂く必要があると思いますので、他部局の積極的な参画も求めておきます。また、まちには市有施設をはじめ、市が管理するインフラだけではなく、様々な民間事業者が有するインフラがある訳で、民間事業者とも一体となって、連携して、まちのバリアフリーが進められるように、プラン策定の際にも、その点も議論を頂けたらと要望しておきます。